

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 渡邊 敬明

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業部外委託
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊相浦駐屯地及び崎辺分屯地
- (4) 履行期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (9) 陸上自衛隊相浦駐屯地及び崎辺分屯地（以下「官側」という。）における給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業部外委託に係る仕様書に示す業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (10) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (11) 公告及び仕様書によるほか、相浦駐屯地及び崎辺分屯地における別紙「給食業務部外委託競争入札実施要項」（以下「入札実施要項」という。）による。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdw/wae/>)
陸上自衛隊相浦駐屯地、陸上自衛隊大村駐屯地、陸上自衛隊竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊及び西部方面隊ホームページ

5 入札説明会の場所及び日時

説明会は実施しない。ただし、現場確認を希望する者は、令和4年12月19日から令和4年12月21日間及び令和5年1月12日から令和5年1月13日間で実施するので、希望日の3日前までに会計隊契約班の担当者に連絡することとし、個別に対応

する。

6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊 入札室
- (2) 日時：令和5年1月24日(火) 11時00分

7 違約金等に関する事項

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 落札決定方法

本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、総額が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

本入札に係る落札は、本委託業務に係る令和5年度予算が成立することを条件とする。

9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 仕様書を受領していない者の入札
- (3) 第14項第4号で示す入札関係書類を提出しなかった者の入札
- (4) 入札金額及び入札者名がない入札並びに判明し難い入札
- (5) 電話・電報・FAX等による入札
- (6) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に係る記載がない場合及びその内容に虚偽があった場合、並びに暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出ることができる。

12 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 本委託業務の入札に係る契約締結は、本委託業務に係る令和5年度予算が成立することを条件とする。
- (3) 落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格

の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

- (4) 契約書は、**令和5年4月1日～令和6年3月31日分（令和5年度）**として、年度毎に作成する。

13 入札時の携行品

印鑑等一式、入札に必要な書類、筆記具

14 その他

- (1) 入札に関し委任を受けた者は、入札執行の前に「委任状」を提出すること。
(2) 入札参加希望者は、仕様書及び入札実施要項を**令和5年1月4日（水）**までに受領するとともに、下記連絡先に入札参加希望の一報を入れること。
(3) 次号に示す入札関係書類を**令和5年1月10日（火）**までに持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札関係書類

ア 資格審査結果通知書

令和04・05・06年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C等級に格付けされている者であること。

イ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

ウ 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

(ア) 実施態勢

a 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

(a) 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要な見積もった人員数を基に、任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（属紙第1「勤務予定表案」の例）参照

(b) 従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（属紙第2「採用・運用計画等」の例）参照

(c) 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（属紙第3「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例）参照

b 調理及び配食時における作業従事者等の配置

(a) （給食業務の場合のみ）炊飯、下処理、揚げ等、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積

(b) （給食業務及び食器洗浄共通）仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」又は「食器洗浄人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（属紙第4「配食（食器洗浄）人員の配置」の例）参照

c 管理態勢及び連絡態勢

(a) 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）

(b) 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）

(c) 安全管理計画（様式随意）

d 従業員の教育研修態勢

(a) 社内教育の実施計画（様式随意）

(b) 新規採用者の教育態勢（様式随意）

(イ) 食品衛生管理

a 衛生管理計画

(a) 作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）

(b) 細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）（様式随意）

(c) 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）

b 衛生事故への対応

報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）

(ウ) 入札年月日の前々年度以降における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況

a 不履行内容（減額されたものを含む。様式随意）

(a) 駐屯地名及び時期

- (b) 業務不履行の内容及び発生原因
- b 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）
 - (a) 改善に当たり取り組んだ事項
 - (b) 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策
- (5) 入札関係書類の審査
前号アに掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 入札参加資格に係る審査結果の通知
令和5年1月13日（金）までに書面により通知する。
- (7) 審査結果に対する疑義の申し立て
審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。
- (8) 郵便による入札の場合は、令和5年1月23日（月）17時00分までに必着するよう「書留」で郵送し「相浦駐屯地及び崎辺分屯地給食業務等の部外委託入札書在中」と記入するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
- (9) 入札終了まで、退室・電話等連絡は特に必要とみなす場合以外を除き認めない。
- (10) 配布した仕様書は、入札当日、確実に返納すること。
- (11) 本入札に係る質疑については令和5年1月10日（火）12時00分までに、文書またはFAXにて提出すること。なお、質問に対する回答については、入札参加希望業者全てにFAX等にて通知する。

14 委託費の支払い方法

- (1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。
- (2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

15 委託費の減額等

- (1) 本委託業務に係る改善指示
官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。
受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。
なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27.12.2）第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。
- (2) 委託費の減額
受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場

合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を、違約金として官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。）	10%～20%（※）×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入を含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%（※）×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

16 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

17 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先

(1) 入札に関する事項

〒858-8555

長崎県佐世保市大湊町678番地

陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊契約班（担当：専徒）

TEL 0956-47-2166（内線2342）

FAX 0956-47-2166（内線2344）

(2) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊補給科糧食班（担当：永田）

TEL 0956-47-2166（内線2370）